

令和 8 年 (2026 年) 3 月 1 1 日

報道機関 各位

市立学校における感染症予防を目的とした臨時休業措置の  
実施について

市が設置する義務教育諸学校等において、学校において予防すべき感染症の感染報告があったことから、感染症の予防上必要と判断し、学校保健安全法の規定に基づき、以下の措置をとりました。

1 新たに臨時休業等の措置を実施する学校

学校名	措置の内容		感染症名	期 間
八幡小学校	学級閉鎖	1 学級	インフルエンザ	3月12日～3月15日
日吉が丘小学校	学級閉鎖	1 学級	インフルエンザ	3月11日～3月15日
昭和小学校	学級閉鎖	1 学級	インフルエンザ	3月11日～3月13日
赤川中学校	学級閉鎖	1 学級	インフルエンザ	3月11日～3月13日
桔梗中学校	学級閉鎖	1 学級	インフルエンザ	3月11日～3月15日

2 臨時休業等の状況 (3月11日時点)

(1) インフルエンザ

・学級閉鎖	1 1 校	1 6 学級
小学校	8 校	1 3 学級
中学校	3 校	3 学級
・学年閉鎖	1 校	1 学年
小学校	1 校	1 学年

【問い合わせ先】

函館市教育委員会 学校教育部 保健給食課 (21-3545)